

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 1 日

各都道府県地方創生担当部局  
各都道府県市町村担当部局 御中  
各政令指定都市地方創生担当部局

令和 2 年度地方大学・地域産業創生交付金に係る申請等について  
【新規申請分（通常の申請枠）】（第 2 回）

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 11 条の規定により国が交付する交付金として、令和 2 年度当初予算においては 72.5 億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（22.5 億円）及び地方創生推進交付金活用分（50 億円）の合計）を計上しています。

令和 2 年度の新規公募については、5 月末に一度申請を締切りましたが、地方公共団体において新型コロナウイルス感染症による影響により、十分に申請準備を行えない状況にあった等の声があったことを踏まえ、今般、今年度第 2 回の公募を実施することとなりました。

つきましては、計画の認定申請及び本交付金の交付申請を検討されている地方公共団体におかれましては、下記の内容を御確認の上、御対応いただきますようお願いいたします。第 1 回の公募の様式から変更がありますので、必ず別添の最新の様式を使用ください。

なお、新たな申請枠に応募される場合は、重複して本申請枠への応募はできません。また、計画が最終的に認定された場合、交付金の交付は令和 3 年度からとなる点御留意ください。

## 記

### I. 申請・審査プロセスとスケジュールについて

「別紙①」の通り。

### II. 提出資料について

「別紙②」の通り。

#### ○作成にあたっての留意事項について

##### <(i)実施計画>

申請にあたっては、10月20日（火）17時までに、別紙②のうちの「実施計画」に係る資料を作成し、御提出ください。なお、作成にあたっては、「地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号）」及び「令和2年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて（令和2年7月1日内閣府地方創生推進事務局）」を御確認ください。

##### <(ii)法に基づく計画>

法に基づく計画については、「法」、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）」、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。）」及び「法第4条第1項の基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）」を踏まえ、本交付金への応募前に、法に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「推進会議」という。）において計画の案を作成・協議した上で、当該地方公共団体において作成する必要があります。

ただし、本計画は、審査を経て採択候補となった地方公共団体のみ提出いただくこととしますので、（i）の実実施計画の提出時には提出不要です。

#### ○提出・申請方法について

提出・申請は、下記提出先メールアドレスへの電子メールによる受付のみといたします。事前に電子ファイルの送受信テストを希望される場合は、事務局まで御相談ください。

なお、全ての提出資料は、PDF形式にしたうえで、1つのZIPファイルにまとめてメール送信ください。ZIPファイルにまとめる個々のファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+\_（半角アンダーバー）+地方公共団体名+\_（半角アンダーバー）+大学」とし、ファイル名の最後に「（申請等書類の名称）」としてください。

（例）ZIPファイル名：「01000\_北海道\_大学（実施計画の提出関係）.zip」

PDFファイル名：「01000\_北海道\_大学（実施計画）.pdf」

PDFファイル名：「01000\_北海道\_大学（様式2（〇〇大学））.pdf」

PDFファイル名：「01000\_北海道\_大学（様式4-2（〇〇教授））.pdf」

PDFファイル名：「01000\_北海道\_大学（2）推進会議規約・協議概要）.pdf」

PDFファイル名：「01000\_北海道\_大学（事前チェックシート）.pdf」など

### Ⅲ. 事前相談について

令和2年度第2回公募の申請に向けた事前相談の日程は、「別紙①」の通りです。なお、今後の応募の検討を含め、本交付金に関する一般的な相談については随時受付けていますので、事務局までお問い合わせください。

#### ○面談・TV会議での事前相談

- ・実施日 : 平日 10時～12時、13時～17時 (30分～1時間程度)
- ・資料 : 関係資料を事前に送付ください (申請資料は不要です。)
- ・申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、複数の候補日、御連絡先及び御参加予定者を御連絡ください。
- ・申込締切り : 実施希望日 (最も早い日程) の3営業日前
- ・備考 : 当面の間、TV会議により実施させていただきます。面会での会議をご希望の際は、別途、ご相談下さい。なお、TV会議は、Skype for Businessにより実施します (Webブラウザが使用できる環境であれば、専用のソフトウェア等は基本的に不要です)。  
また、当事務局が委託する専門調査機関 (以下「調査機関」という。) の担当者が同席する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### ○メールでの事前相談について

- ・申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、具体の相談・質問事項をお送りください (可能な限り、関係資料を添付ください)。
- ・備考 : 回答等に当たり、調査機関へ資料等を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

### Ⅳ. 審査の観点について

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針 (平成30年6月1日内閣総理大臣決定)」に定める基準を満たしているかということを中心に審査をさせていただきますが、実施計画等の作成にあたっては以下の観点を中心に御検討ください。なお、申請様式に各項目にも記載いただきたい事項について付記していますので御確認ください。

- ・ 事業が世界レベルのものを目指しており、「産学官金」の連携で地域に特色ある産業クラスターができるか
- ・ その上で、特色ある大学づくりと地元の若者の雇用創出が期待できるか
- ・ その中で、中核となる企業が将来の自らのビジネスとして相応のリスクをとって大学や地域の中小企業を引っ張っているか
- ・ 事業で強化する大学の研究機能が明確であり、人材面・予算面で将来の自立性が明確になっているか
- ・ 事業を推進する責任者が明確になっていて本気度がどうか

### Ⅴ. 評価委員の公表等について

評価委員会は毎年度設置することとしており、外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な立場から評価いただくため、交付決定までは委員名を非公表とする予定です。なお、委員名

を非公表としている間に、現地評価（サイトビジット）や面接評価（プレゼンテーション）等を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

#### VI. その他の参考資料について

本交付金等に係る基本的な資料については、以下のホームページに掲載しています。順次更新していますので、適宜、御参照ください。

#### ○地方大学・地域産業創生交付金 HP

「令和2年度地方大学・地域産業創生交付金の公募について」

[https://www.chisou.go.jp/sousei/about/daigaku\\_kouhukin/koubo\\_r02-01-17.html](https://www.chisou.go.jp/sousei/about/daigaku_kouhukin/koubo_r02-01-17.html)

#### <問い合わせ・提出先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内

メール：[sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp](mailto:sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp)

電話：03-6257-1405

担当：吉元、矢野、片貝、井筒

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。

※メールを受信した旨は、原則として、翌営業日までにお知らせします。翌営業日までに受信の連絡が無い場合は、必ず事務局に御確認ください。